

本多静六博士を顕彰する会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、本多静六博士を顕彰する会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第2条 本会は、本多静六博士の功績を称え、博士の業績を顕彰するとともに博士についての調査・研究・普及活動を通じて、広く文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本多静六博士についての普及・顕彰事業
- (2) 本多静六博士についての調査・研究
- (3) 本多静六記念館、本多静六博士生誕地記念園及び本多静六博士の森の管理・運営についての行政との連携・協力
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人及び団体で組織する。

2 本会の会員は、本会則で定める年会費を納入しなければならない。

(会 費)

第5条 本会会員の年会費は、次に定めるものとする。

- (1) 個人会員 1,000 円
- (2) 団体会員 5,000 円

第2章 役 員

(役 員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、理事の中から総会において選任する。

2 理事、会計及び監事は、会員の中から総会において選任する。

(役員職務)

第8条 役員は、会則の定め及び総会の議決に基づき会務を施行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、その定数を欠くときは、後任者が選任されるまでは引き続きその職務を行うものとする。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に答えるほか、会議に出席して意見を述べるができる。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) その他、本会の運営上重要な事項に関すること。

(役員会)

第13条 役員会は、必要に応じて、会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決された会務の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第14条 会議の議長は、会長が行う。

(議決)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

第4章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑 則

(その他)

第18条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会の承認を得て会長が定める。

第19条 設立年月日 本会の設立年月日は平成19年7月4日とする。

附 則

- 1 本会則は、平成19年7月4日から施行する。
- 2 本会則は、平成26年5月19日から追加施行する。
- 3 本会則は、令和2年5月15日から改正施行する。
- 4 令和6年3月31日現在、本会会員となっている者については令和6年度に限り会費の納入は要しないものとする。ただし、新規会員については従前どおりとする。
- 5 本会則は、令和6年4月1日から施行する

本多静六博士を顕彰する会慶弔規程

- 1 この規程は、会則第3条、第4条並びに第18条により制定する。
- 2 この規程の対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 本会の運営に特に功労顕著なる者
 - (2) 役員会において特に必要と認められた者
- 3 慶事は、次のとおりとする。

上記2に該当し、一身上の都合で退会または退任した者に記念品を贈呈する。

 - (1) 記念品は、記念品代として5,000円とする
 - (2) 贈呈の時期は定期総会当日とする。
- 4 弔事は次のとおりとする。

上記2に該当した者が死亡したとき。
- 5 弔慰の内容と方法
上記4に該当した者に盛花を霊前に供える。

附 則

この規程は平成23年4月27日に制定する。

本多静六博士を顕彰する基金設置について

- 1 名 称 本多静六博士を顕彰する基金
- 2 設置年月日 平成24年3月22日
- 3 目 的 本多静六博士を顕彰するために必要な事業を実施するため、基金を設置する。
- 4 基金の積立 必要に応じて一般会計より積み立てる。
- 5 基金の取崩し 基金を必要とする事業等が決定し、それに伴う基金の取り崩しを必要とする時は、役員会の過半数の議決を要するものとする。